

# 賃貸借契約の解約届

株式会社プラス・ワン 御中

この度、次のとおり賃貸借契約を解約し、退去しますのでお届けします。

届出日	令和 年 月 日	解約日は届出日の1ヶ月以上後の日付でご記入ください。解約日が家賃終了日になります。
解約日	令和 年 月 日	
物件名	号室	
移転先	〒 ー	
連絡先	電話番号：	携帯電話：
立ち合い希望日時	第一希望	令和 年 月 日 AM・PM :
	第二希望	令和 年 月 日 AM・PM :

《ご注意とお願い》下記の注意を確認いただき□にチェック☑をお願いします。

□契約終了日・賃料のお支払い：

- ・解約日は届出日の翌日から1ヶ月以上あとの日付でご記入をお願いします。
- ・退去立ち合い日、届出日に関わらず解約日までの家賃をお支払いいただきます。
- ・事前に電話連絡をいただいているお客様は電話連絡から1週間以内に本書を返信いただいた場合に限り電話受付日を届け出日とさせていただきます。（その後は、通知書到着日を解約届出日とさせていただきます）
- ・解約月の賃料は1ヶ月分お支払いいただき敷金精算時に精算させていただきます。

□退去時支払金について

・未納賃料、室内清掃代、鍵交換代等が契約上あるお客様には、退去連絡受付後請求書を発行させていただきますので請求書記載の期限（請求書発行日から2週間以内）までにお支払いいただきますようお願いいたします。

□退去届け提出後の退去キャンセル及び退去延長は状況によりお断りする場合があります。

□退去立会：

- ・家賃終了日までに、荷物をすべて出していただき契約者立ち合いのもと室内の点検をさせていただきますので立ち合い希望日をご記入の上ご返送ください。解約届到着後、立ち合い業者より確認の連絡をさせていただきます。
- ・立ち合い日時は、立ち合い業者等の都合により変更をお願いする場合があります。
- ・立ち合い希望日が未定の場合は、空白にて返送いただき当社担当者より改めて連絡させていただきます。
- ・契約者以外の方が立ち会われる場合、代理で立ち会われた方にすべての決定権を委任させていただきます。

□電気・水道・ガス・火災保険・インターネット等の解約：鍵返却日までに各機関に連絡をしていただき解約の手続きをお願いします。鍵返却日までに各機関に連絡をしていただき解約の手続きをお願いします。電気水道の休止日は、立会日の翌日以降で指定してください。

□郵便局への転居届：引っ越し日までに郵便局へ転居の手続きをお願いいたします。

□敷金精算：敷金（預り金）等の返金がある場合、退去精算額決定後1～2ヶ月を目安に振込させていただきます。

※退去連絡受付後、当社担当者より確認及び今後の段取りについての連絡をさせていただきます。

令和 年 月 日

《契約者》

住所：

氏名：印